

薬生食輸発1225第1号
平成29年12月25日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産ひよこ豆のグリホサート及びチリ産ブルーベリーのストレプトマイシン)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号(最終改正：平成29年12月18日付け薬生食輸発1218第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、モニタリング通知の別表第2からインド産ひよこ豆のグリホサートの項を削除します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、チリ産ブルーベリーのストレプトマイシンの項については、モニタリング通知の別表第2から削除しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。